

誓約書

私は、分譲地「フォレストタウン上町」の宅地分譲申込みを行うにあたり、次の事項を誓約します。なお、古殿町が必要な場合には、次の誓約事項を確認するため、関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 古殿町に定住する意思があつて、自らの宅地を必要としている個人であること。
- 2 自己及びその同居しようとする者が、本町又は住所地の市町村税を滞納していないこと。
- 3 自己及びその同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び反社会的行動を行う団体の構成員、暴力的不法行為を行う者並びに公序良俗に反する行為を行う者でないこと。
- 4 自己及びその同居しようとする者が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体の役職員又は構成員となっている者でないこと。
- 5 宅地を住宅用地として使用しなければならず、それ以外の目的に使用してはならないこと。
- 6 宅地の引渡しを受けた日から3年以内に住宅を建築しなければならないこと。
- 7 宅地の引渡しを受けた日から3年以内に住民登録して居住しなければならないこと。
- 8 宅地の引き渡しを受けた日から3年間は、宅地を第三者に貸与し、又は譲渡してはならないこと。
- 9 土地の管理及び住宅の建築にあたっては、当該地域の風致・景観を損なうことのないようにしなければならないこと。
- 10 宅地に居住した後は、自治会へ加入し、その活動に参加しなければならないこと。
- 11 譲受人として決定した場合、宅地分譲申込結果通知日から14日以内に、古殿町と売買契約を締結するとともに指定された額の契約保証金を納付すること。
- 12 売買契約を締結した場合、契約締結の日から90日以内で町長が指定する日までに、分譲価格から契約保証金を控除した額を納付すること。
- 13 売買契約を締結した場合、12に規定する内容と併せて宅地の買戻し特約を町長と締結し、当該特約の登記を承諾すること。
- 14 自己が、以下の各号に該当する場合、指定された違約金を支払い、古殿町が当該宅地を買い戻すことができることを承知すること。
 - (1) 宅地の売買契約の締結に至るまでの自己の申告に虚偽の内容があつたとき。
 - (2) 5から10の条件に違反したとき。
 - (3) 自己が、強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (4) 自己について、民事再生（小規模個人再生又は給与所得者等再生）手続開始若しくは破産手続開始の申立て（自己破産申立てを含む。）があつたとき。
- 15 申込みに際し、古殿町宅地分譲要綱、購入申込物件の現況及び関係諸規制を十分に把握した上で申込みすることとし、後日、古殿町に対し一切の意義及び苦情を申し立てないこと。

年 月 日

古殿町長 様

申込者住所

申込者氏名

㊞